

松江市手話言語条例(案)に対するパブリックコメント(意見募集)

松江市 健康福祉部 障がい者福祉課

1 趣旨

本条例は、手話が独自の文法を持つ「言語」であるという認識の下で、手話への理解と普及に関する基本理念を定め、市、市民、事業者の役割等を明らかにするとともに、手話に対する理解の促進や普及に資する施策を推進するための基本的事項を定めるものです。

本条例の制定によって、市民一人一人が、手話がかげがえのない言語であることについて認識するとともに、手話を普及し、手話を使用できる環境づくりをより推進することにより、障がいの有無にかかわらず、互いに尊重し支え合い、安心して暮らせる共生社会の実現を目指します。

この度、作成した条例案を市民の皆様にお示しし、意見募集を行いますので、幅広い御意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

2 意見募集期間

令和6年8月26日(月)～9月25日(水)(必着)

3 掲出・閲覧場所

松江市手話言語条例(案)の体系図及び全文は、次の各所で御覧いただけるよう公開しています。

- 市ホームページ
- 市役所本庁舎(本館3階:総務課内行政資料コーナー、西棟1階:障がい者福祉課)
- 各支所
- 松江市障がい者基幹相談支援センター絆(松江市南田町55-3)

4 御意見の提出方法

- ・次のいずれかの方法で提出してください。なお、障がいなどのため、これらの方法での提出が難しい場合は、下に記載しているお問合せ先までご連絡ください。
 - ・郵送 ・ファクシミリ ・電子メール
 - ※宛先・送信先は下に記載しています。
 - ※(注意)電話による意見は受け付けていませんので、ご了承ください。
 - ・持参(持参先:障がい者福祉課)
- ・御意見を提出される際は、御意見と、お名前、ご住所、電話番号またはファックス番号(団体にあつては、名称、所在地)をご記入ください。
- ・様式は問いません。参考に、様式「手話言語条例(案)に対する意見提出書」を添付しています。

5 お寄せいただいた御意見の取扱い

- ・いただいた御意見は、条例策定の参考にさせていただきます。
- ・いただいた御意見とその御意見を検討した結果、市の考え方等は、後日公表します。その際、個人が特定される情報(氏名、住所、電子メールアドレス等)は公表しません。
- ・いただいた御意見への個別の回答はいたしません。
- ・御意見に記載された個人情報、記載内容の確認以外には使用いたしません。

◎お問合せ先・御意見の提出先

松江市 健康福祉部 障がい者福祉課(担当 三井・曾田)
〒690-8540 松江市末次町86番地
電話 0852-55-5304 FAX 0852-55-5309
電子メール s-fukushi@city.matsue.lg.jp



パブリックコメントの市HPはこちらです。